

がんばる地域応援事業についてのQ&A

| | | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 1 | 毎年行っている、地区内のお祭は対象になりますか？ | A | 毎年変わらない内容のものは、対象とはなりません。「よさこい踊り」を加えるなど、新たに何か追加した部分は対象となります。 |
| Q 2 | 「花いっぱい事業」をやりたいが、既に老人クラブが取り組んでいます。今年からは、老人クラブとは別の場所に、子ども会を中心に花壇整備をしたいが、対象になりますか？ | A | 老人クラブの取り組みについては、花の苗代が社協より補助されているので、それ以外の新規の取り組みであれば対象となります。 |
| Q 3 | 公民館に机・椅子等を購入したいが、対象になりますか？ | A | 単に備品購入だけの場合は、町の集会所等施設備品補助の対象となるため、この事業の対象とはなりません。 しかし、公民館を利用した事業に必要な備品であれば、本事業の対象となります。 |
| Q 4 | 道普請、堰ざらい、草刈、清掃活動などは対象になりますか？ | A | 従来から協働で行われている単独事業は、対象となりません。 |
| Q 5 | 活動作業の日当は、対象になりますか？ | A | 日当の支払いは対象になりません。 |
| Q 6 | 事業に掛かる飲食費は、対象になりますか？ | A | 対象事業経費の20%以内であれば認められます。 |
| Q 7 | 1団体で2つの事業申請をしても、認められますか？ | A | 1団体1事業が原則ですが、模範となる取り組みや緊急性のあるものであれば、予算の枠があれば認められる場合もあります。 |
| Q 8 | 事業計画が進まず、募集期限が過ぎてしまいそうですが、受付てもらえますか？ | A | 事業実施前の申請で、予算の枠がある場合は随時受付ます。 |
| Q 9 | 団体として補助金をもらっていますが、対象となりますか？ | A | その事業が、他の補助制度の対象となる場合は、「がんばる」の対象とはなりません。 団体として、新たに新規事業を行う場合は対象となりますが、詳細は事務局へご相談ください。 |
| Q 10 | 草刈機や軽トラック、トラクターなどの機械物を借り上げた場合の、借用料は決まっていますか？ | A | 基本的に、団体等の会員から借りる場合は、燃料費(実費)のみとしています。 リース会社等から借りる場合は、見積書の添付などが必要となりますので、詳細は事務局へご確認ください。 |
| Q 11 | 作業などを業者に委託した場合の委託費は対象になりますか？ | A | その事業が、全て業者に委託して完了する事業であれば、「がんばる」の対象事業となりません。事業を行う中で、一部分を業者に委託するのであれば、委託費は経費と認められます。 |